

第1章 計画策定の趣旨

少子高齢社会を迎え、動物を家族の一員として飼う家族が増える一方で、動物の遺棄や虐待、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い犬の狂犬病予防注射実施率の低下など、動物に関する様々な問題が発生しています。また、犬猫の殺処分頭数は従前に比べ大幅に減少していますが、その絶対数は今なお、国全体で年間約35万頭(平成18年度)に上っています。

こうした状況を踏まえ、国は平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部を改正し、平成18年10月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を示すとともに、都道府県に対し動物の愛護と管理に関する施策を計画的かつ統一的に行うための推進計画を策定するよう求めており、福岡県はこの基本指針に即して、平成20年3月に「福岡県動物愛護推進計画」を策定しました。

本市の動物行政は、これまで「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」の答申を受けて、動物管理から動物愛護を主体とする業務へと転換を進めておりますが、動物行政を着実に進めていくためには、長期的な視点から総合的かつ体系的な施策への取組みが必要となります。

そこで、国基本指針と県推進計画を踏まえ、本市の実情に応じた具体的な計画となる「福岡市動物愛護管理推進実施計画」を策定するものです。

第2章 動物行政の現状と課題

1 現状

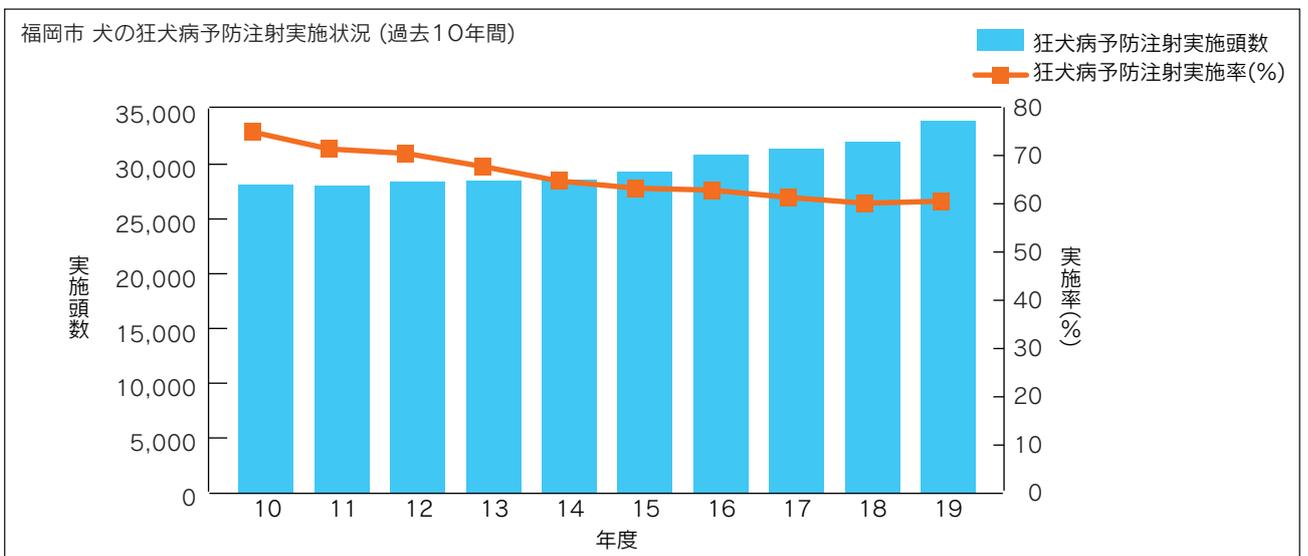
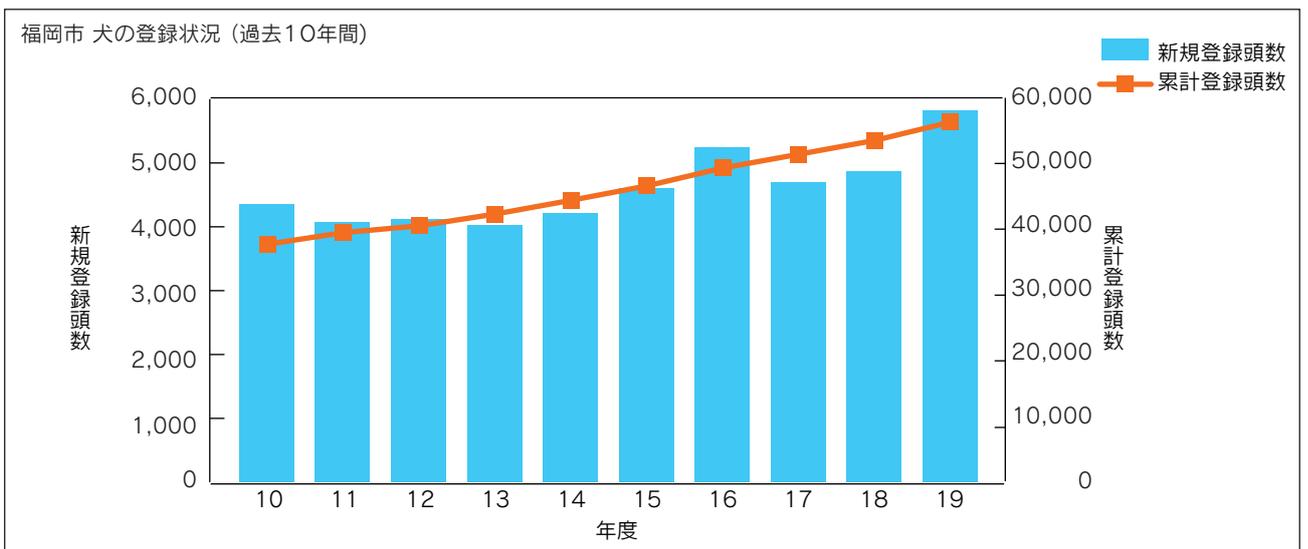
(1) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

本市における登録と狂犬病予防注射の実施状況は、表とグラフのとおりで、その頭数はともに年々増加の傾向にあります。狂犬病予防注射の実施率は低下傾向にあります。

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
累計登録頭数	37,702	39,464	40,508	42,289	44,385	46,579	49,309	51,396	53,498	56,290
新規登録頭数	4,351	4,063	4,122	4,024	4,213	4,605	5,233	4,690	4,860	5,816
注射実施頭数	28,094	28,022	28,385	28,491	28,564	29,307	30,802	31,360	32,006	33,899
注射実施率(%)	74.5	71.0	70.1	67.4	64.4	62.9	62.5	61.0	59.8	60.2

注射実施率(%)：注射実施頭数/累計登録頭数×100



(2) 犬猫の収容状況

本市では、放浪犬による危害を防止するための「捕獲」、地域における迷惑の防止や負傷動物保護のための犬猫の「回収」、また、遺棄を防止するための犬猫の「引取り」を行っています。

収容状況は表とグラフのとおりで、収容される犬猫の頭数は年々減少傾向にありましたが、平成16年度以降はあまり変化がなく横ばい状態にあります。

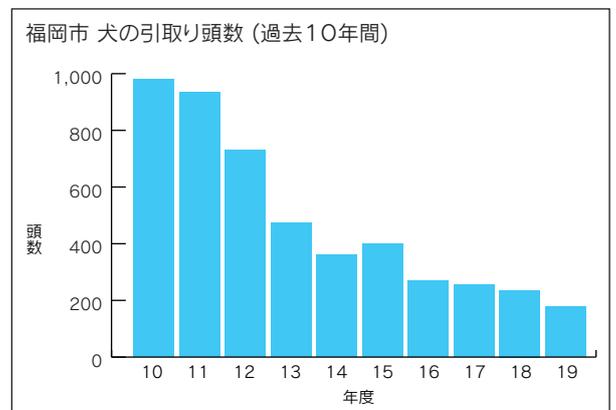
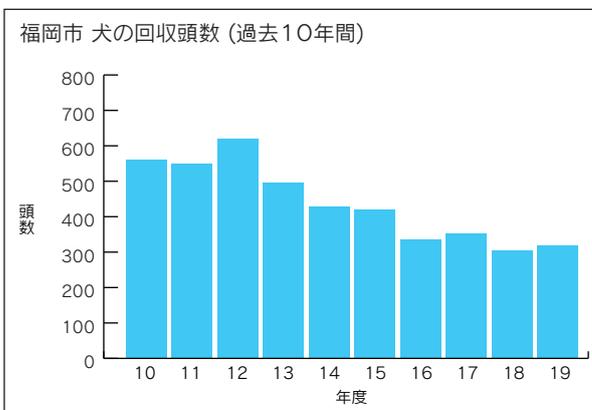
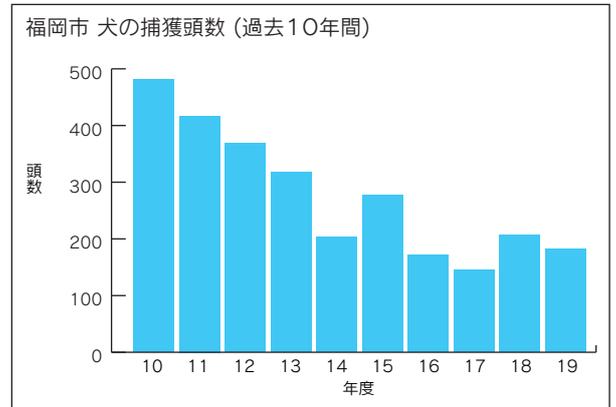
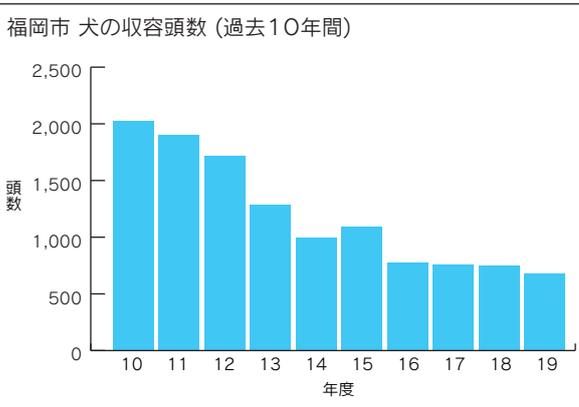
①犬

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
捕獲頭数	482	417	368	318	204	277	172	146	207	182
回収頭数	560	549	621	496	429	419	336	353	306	319
うち負傷	56	54	57	44	46	61	33	35	34	33
引取り頭数	981	933	730	474	360	399	270	256	236	177
計	2,023	1,899	1,719	1,288	993	1,095	778	755	749	678

捕獲: けい留されていない犬を、動物管理センターの職員が捕まえ収容すること

回収: 市民等が捕まえた、又は、保護した犬を、動物管理センターの職員が出向いて収容すること

引取り: 飼い主が飼えなくなった犬を、動物管理センターにおいて引き取ること

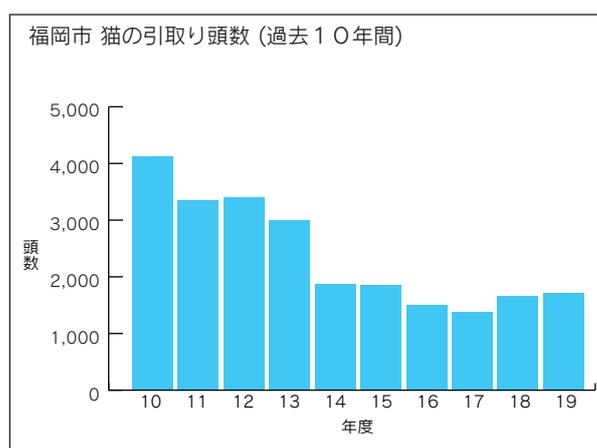
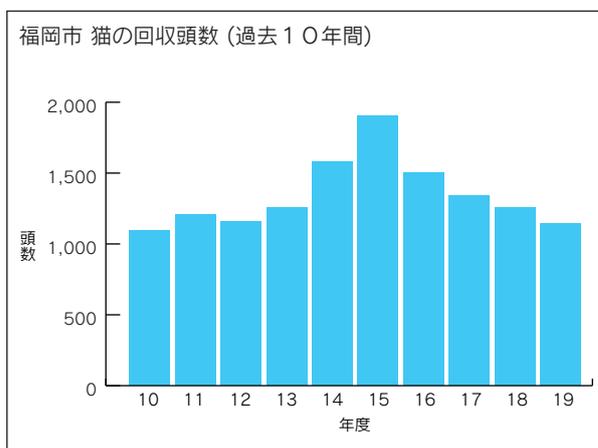
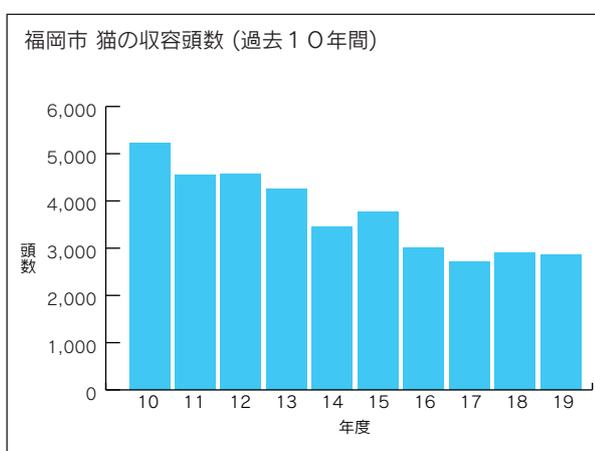


第2章 動物行政の現状と課題

②猫

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
回収頭数	1,094	1,208	1,157	1,257	1,579	1,903	1,503	1,340	1,255	1,141
うち負傷	68	122	123	126	122	129	101	116	101	111
引取り頭数	4,133	3,343	3,411	3,000	1,870	1,864	1,513	1,379	1,655	1,715
計	5,227	4,551	4,568	4,257	3,449	3,767	3,016	2,719	2,910	2,856

回収: 市民等が保護した飼い主不明の猫を、動物管理センターの職員が出向いて收容すること
 引取り: 飼い主が飼えなくなった猫又は飼い主不明の猫を、動物管理センターにおいて引き取ること



(3) 犬猫の措置状況

収容した犬猫のうち、飼い主が判明したものは飼い主へ返還し、飼い主が判明しないものは可能な限り新しい飼い主へ譲渡を行い、譲渡が成立しなかったものについては最終的に殺処分を行っています。

措置状況は表のとおりで、犬はある程度の頭数が返還又は譲渡されていますが、猫は飼い主が判明することも、また、譲渡に適した猫も少ないため、返還・譲渡される事例はあまりありません。

殺処分状況は表とグラフのとおりで、犬は年々減少傾向にあります。猫は平成16年度以降、あまり変化がなく横ばい状態にあります。

①犬

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
返 還	135	109	144	139	121	115	129	120	131	177
譲 渡	25	59	149	134	78	135	109	115	149	152
研究用譲渡	304	193	141	141	—	—	—	—	—	—
死 亡	0	0	11	9	7	15	8	15	18	12
殺 処 分	1,559	1,538	1,274	865	787	830	532	505	451	337
計	2,023	1,899	1,719	1,288	993	1,095	778	755	749	678

②猫

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
返 還	0	0	0	0	0	0	0	4	1	2
譲 渡	4	0	5	7	0	1	34	23	51	55
死 亡	0	0	70	67	73	71	51	63	69	71
殺 処 分	5,223	4,551	4,493	4,183	3,376	3,695	2,931	2,629	2,789	2,728
計	5,227	4,551	4,568	4,257	3,449	3,767	3,016	2,719	2,910	2,856

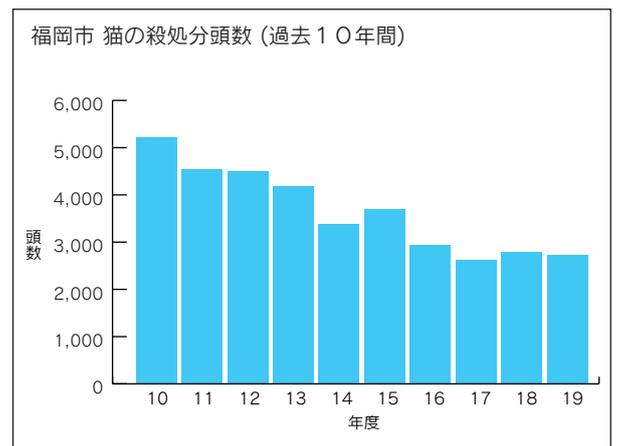
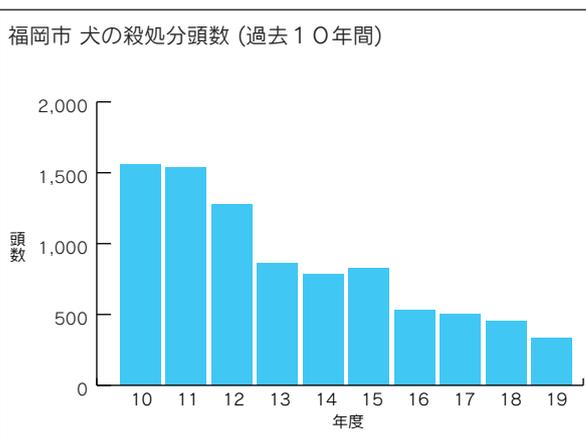
返 還: 本来の飼い主へ返すこと

譲 渡: 新しい飼い主へ譲り渡すこと

研究用譲渡: 動物実験を目的として、譲り渡すこと(本市では平成14年度から廃止)

死 亡: 収容期間中に自然死(病死を含む)すること

殺 処 分: 措置方法のひとつで、致死処分によること



第2章 動物行政の現状と課題

(4) 犬猫に関する苦情・相談と飼い主等指導状況

犬猫の飼育に関する苦情・相談については、電話や窓口での申し立ての聞き取りなどを行い、飼い主や原因者が判明している事例に関しては、動物管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行うなどの対応を行っています。

苦情・相談件数と飼い主等指導件数ともに、ここ数年で大きな変化はありませんが、依然として地域住民から多数の申し立てが寄せられています。中でも、猫についての飼い主等指導依頼件数は増加傾向にあります。

平成19年度における飼い主等指導依頼件数で最も多いのは、犬で「糞の放置」、猫で「野良猫への給餌行為」となっています。

①苦情・相談件数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
犬	1,166	1,143	964	1,020	972
猫	1,944	1,796	1,482	1,171	1,295
計	3,110	2,939	2,446	2,191	2,267

②飼い主等指導

ア 依頼件数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
犬	416	426	304	294	329
猫	73	111	106	135	176
計	489	537	410	429	505

イ 依頼内容

	順位	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
犬	1	糞の放置	糞の放置	糞の放置	糞の放置	糞の放置
	2	放し飼い	放し飼い	放し飼い	放し飼い	鳴き声
	3	鳴き声	鳴き声	鳴き声	鳴き声	放し飼い
猫	1	庭等に糞	庭等に糞	庭等に糞	庭等に糞	野良猫への給餌行為
	2	野良猫への給餌行為	野良猫への給餌行為	野良猫への給餌行為	野良猫への給餌行為	庭等に糞
	3	多頭飼育	ゴミを荒らす	多頭飼育	ゴミを荒らす	多頭飼育



(5) 普及啓発

①動物管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」(<http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/>)

収容犬猫の飼い主への返還や譲渡を推進し、殺処分される犬猫の頭数を減少させるため、動物管理センターのホームページ「わんにゃんよかネット」に収容情報や譲渡情報を掲載するとともに、併せて、市民による動物の保護情報や行方不明情報などの情報交換の場を提供しています。

また、適正飼育に関する情報を掲載し、市民への周知を図っています。

収容犬猫情報:元の飼い主に返還するための情報提供
 譲渡候補犬情報:新しい飼い主を探すための情報提供
 情報交換の場の提供:市民による犬猫の保護情報や行方不明になった犬猫の情報提供
 動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に関する情報の提供

②広報

犬の登録と狂犬病予防注射の実施、また、犬猫の適正飼育の普及啓発を目的として、様々な媒体を利用した広報を行っています。

広報実績

単位:枚・冊

媒体	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ハガキ	87,746	85,300	84,084	85,216	82,436
チラシ	82,692	127,074	66,767	31,645	33,697
冊子等	9,734	8,470	6,018	5,761	6,085
ポスター	4,150	8,517	1,100	1,098	1,200
プレート	2,350	2,375	1,904	2,568	2,533
市政だより	1回	1回	2回	3回	1回
ラジオ	2回	0回	1回	1回	1回
テレビ	1回	13回	3回	5回	2回

犬の登録と狂犬病予防注射案内:ハガキ,チラシ,冊子等,市政だより,ラジオ,テレビ
 犬猫の適正飼育啓発:チラシ,冊子等,ポスター,市政だより,ラジオ,テレビ
 犬の糞の放置防止啓発:プレート

③動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバル

広く市民の間に動物愛護の気風を招来し、動物の愛護と適正な飼育を啓発するため、多彩なイベント等を内容とする動物愛護週間行事と動物愛護フェスティバルを行っています。



動物愛護フェスティバル

動物愛護週間行事:9月20日から9月26日 動物愛護フェスティバル:11月

第2章 動物行政の現状と課題

(6) 動物愛護推進事業

①ふれあい教室・体験

主に、幼稚園や小学校低学年児を対象に、動物への優しい心・責任感、生命の大切さ、他人の気持ちを気遣う心の育成を目的として、センター飼育の「モデル犬猫」のさわり方や抱き方、心臓の音を聴くなどの「ふれあい」を行っています。

実施状況

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ふれあい教室 (出張)	実施回数	41	33	48	41	44
	参加人数	1,541	1,150	1,782	1,483	1,705
ふれあい教室 (ふれあい広場)	実施回数	25	30	29	11	37
	参加人数	298	475	166	90	89

ふれあい教室(出張): 動物管理センターの職員が幼稚園や学校に出向いて行うもの
 ふれあい教室(ふれあい広場): 東部動物管理センター敷地内のふれあい広場において行うもの
 西部動物管理センター敷地においても、平成20年5月からふれあい体験を開始

②家庭犬のしつけ方教室・しつけ方講習会・しつけ方相談

飼い犬の糞の放置、むだ吠えなどの苦情の解決や咬傷事故等の防止を目的として、適正飼育やモラル・マナーの向上を図るための講習会等を行っています。

実施状況

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
しつけ方教室	実施回数	3	3	6	6	6
	参加人数	174	175	226	384	105
しつけ方講習会	実施回数	19	11	7	6	8
	参加人数	341	184	200	163	221
しつけ方相談	実施回数	175	150	142	77	78
	参加人数	262	206	210	112	122

しつけ方教室: 犬同伴の飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの
 しつけ方講習会: 犬を同伴しない飼い主を対象に、外部講師がしつけ方についての講習を行うもの
 しつけ方相談: 犬の同伴の有無にかかわらず、センター職員が個別に飼い主からしつけ方の相談を受け、助言・指導を行うもの



ふれあい教室

(7) 動物取扱業登録等状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、動物(哺乳類,鳥類,は虫類)の販売,保管,貸出し,訓練又は展示を「業」として行う際には,登録を受ける必要があります。

平成20年3月末において284件の登録施設があり,平成19年度は延べ184件の施設監視を行っています。

登録と延監視件数

分類	販売	保管	貸出し	訓練	展示	施設実数※
登録件数	177	179	6	20	12	284
延監視件数	117	108	11	14	14	184

登録件数:平成20年3月末現在
延監視件数:平成19年度
※重複施設あり

販売:動物の小売りや卸売り,またそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業(その取次ぎ又は代理を含む)

小売業者,卸売業者,販売目的の繁殖又は輸入を行う業者,露店等における販売のための動物の飼養業者,飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者

保管:保管を目的に顧客の動物を預かる業

ペットホテル業者,美容業者(動物を預かる場合),ペットのシッター

貸出し:愛玩,撮影,繁殖その他の目的で動物を貸し出す業

ペットレンタル業者,映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者

訓練:顧客の動物を預かり訓練を行う業

動物の訓練・調教業者,出張訓練業者

展示:動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)

動物園,水族館,動物ふれあいテーマパーク,移動動物園,動物サーカス,乗馬施設・アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)



第2章 動物行政の現状と課題

(8) 特定動物飼育状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、許可を受ける必要があります。

平成20年3月末において、8施設44件について許可を行っており、311頭の飼育実態があります。

許可状況

平成20年3月末現在

区	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
施設数	4	1	1	1	0	1	0	8
許可件数	5	3	32	1	0	3	0	44
飼育頭数	16	4	286	1	0	4	0	311

中央区の許可施設：福岡市動物園

飼養動物種(福岡市動物園以外) 平成20年3月末現在

ほ乳類 クロクモザル,ニホンザル,パタスモンキー

鳥類 イヌワシ,ハクトウワシ

は虫類 ボアコンストリクター,ビルマニシキヘビ,ワニガメ

福岡市動物園での飼養動物種 平成20年3月末現在

ほ乳類 クロクモザル,シロテナガザル,ブラッサグエノン,ダイアナモンキー,ニホンザル,シシオザル,マントヒヒ,マンドリル,チンパンジー,ゴリラ,オランウータン,マレーグマ,ツキノワグマ,クロヒョウ,ピューマ,シベリアンオオヤマネコ,ライオン,トラ,アジアゾウ,ミナミシロサイ,カバ,アミメキリン

鳥類 ヒクイドリ,オジロワシ,オオワシ,コンドル

は虫類 ビルマニシキヘビ,アミメニシキヘビ,メガネカイマン,ニホンマムシ



チンパンジー



ライオン



コンドル



カバ

2 課題

犬猫ともに、収容頭数と殺処分頭数は大幅に減少(犬ピーク時:昭和44年度収容頭数16,331頭,殺処分頭数14,732頭→平成19年度収容頭数678頭,殺処分頭数337頭,猫ピーク時:昭和63年度収容頭数9,546頭,殺処分頭数9,472頭→平成19年度収容頭数2,856頭,殺処分頭数2,728頭)し、また、犬の飼育に必要な登録と狂犬病予防注射の実施頭数も増加傾向にあることから、これまでの動物管理行政については一定の成果を得ているものと推察されます。

しかし、いまだに飼い主の身勝手ともいえる都合で、本市に引き取られる犬猫やその結果として殺処分される頭数は決して少なくはありません。また、環境省の飼育実態調査結果に基づく本市の犬の飼育頭数は約10万頭と推計され、この推計飼育頭数に対する平成19年度末の累計登録率は約56.2%(累計登録数56,290頭)であり、累計登録頭数に対する平成19年度狂犬病予防注射の実施率は60.2%(狂犬病予防注射実施頭数33,899頭)で、狂犬病発生時にその流行を阻止するための注射実施率としては十分な状況とは言えません。

また、犬猫の不適切な飼育や取扱いに起因する、「糞の放置」、「鳴き声」、「野良猫への給餌行為」などに対して、周辺住民から苦情・相談や飼い主指導の依頼について行政への申し立てが後を絶たない状況にあります。

これらの状況は、今後の動物行政の方向性、つまり、人の安易な都合で殺処分される犬猫の頭数削減、また、動物の適正な飼育や取扱いに関する意識の向上など、動物愛護行政推進の必要性を示していると考えます。

さらに、犬猫だけでなく、様々な動物を飼育することが多くなった現代社会においては、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害の防止や狂犬病の発生予防・まん延防止など従来からの動物管理行政に関しても、動物愛護の観点も踏まえながら、今後とも十分な取組みを継続していく必要があると考えます。